

学問としての 在宅看護論の 確立へ



在宅看護論が1997年に科目として新設されてから15年、2009年のカリキュラム改正で「統合分野」に位置づけられてから3年が経ちました。この間、医療を取り巻く社会のさらなる変化として、「在宅での看取り」「医療依存度の高い利用者への看護」の推進に向けた、24時間365日対応の訪問看護に代表される地域医療資源の整備が、“地域包括ケアシステム”という名の国策として求められる時代になりました。2011年には日本在宅看護学会も発足し、学問体系として確立するための動きも顕著です。

本特集では、既成事実として先行してきた「在宅看護学」の教授法、そして学ぶ者・教える者に必要な資質に迫ります。弊誌5・6号での連続特集『地域看護学と公衆衛生看護学』で示された基礎教育現場の現状整理に続いて、ますます注目が高まっている在宅ケアについて知っておくべき最新の動向をお届けします。